

支援業務の実施に関する計画の記載について

支援業務の実施に関する計画の記載をするにあたり、下記に留意して記載してください。

【イ 組織及び運営に関する事項】

①職員、支援業務の実施の方法その他の支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること

(参考)

・支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること等

②支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること

(参考)

・住宅確保要配慮者に対する居住支援活動の実績を有していること等

③ 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

(参考)

・他の業務を実施する組織との間に適切な分離がなされていること等

④ その他、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること

【ロ 支援業務の概要に関する事項】

下記①～④について記載してください。

① 家賃債務保証業について

② 入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助について

③ 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助について

④ ①～③に掲げる業務に附帯する業務について

○居住支援法人は、必ずしも上記①～④の業務を全て行う必要はないが、各業務を行う備えがあることが必要です。

○ 実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各業務を行う旨の記載をしてください。

○家賃債務保証業務を行うことが困難な場合は、下記の記載が必要です。

○ 家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る旨の記載をしてください。

※パンフレット等があれば添付をしてください。